

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和4年6月6日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和4年6月6日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄
2番 浅井 弘幸
3番 黒宮 俊明
4番 榎田 法行
5番 平野 洋二
6番 黒宮 喜代子
7番 岡村 なつ枝
8番 白木 斉
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲
伊藤 博幸
花井 文彦
加藤 哲也
伊藤 久志

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

、
、
、
、地目、地積は筆で㎡で、賃貸人は
、
、
、
の名です。賃借人は
です。

当該申請はの建設としての転用で、隣接地の状況は、北が、東は、西が、南がです。雨水排水は、敷地内で集水し水路へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて申請番号2番について、区分は所有権、申請地が、地目、地積㎡で、譲渡人は、譲受人は
です。

当該申請は譲受人が営むの資材置場としての転用で、現在を資材置場として利用していますが、この場所が違反転用地であるため、当該申請地へ移設するものです。隣接地の状況は、北と南が、東は、西がです。雨水排水は、敷地内で集水し既設側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後7時5分]
(申請書回覧)

議 長

それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後7時16分]

議 長

「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

議 長 はじめに推進委員の「平松和憲委員」のご意見をお願いします。

平松和憲委員
議 長 [REDACTED]の建設であり特に問題ないと思いました。

白木斉委員
議 長 次に農業委員の「白木斉委員」のご意見をお願いします。

白木斉委員
議 長 問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特に意見なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「2番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤博幸委員」のご意見をお願いします。

伊藤博幸委員
議 長 地域住民にきちんと説明するよう伝え、問題ないと判断しました。

伊藤博幸委員
議 長 次に農業委員の「浅井弘幸委員」のご意見をお願いします。

浅井弘幸委員
議 長 扱う物が[REDACTED]の音がするため、地区の役員さん、近隣の方と協議してもらい必要があると話しました。

浅井弘幸委員
議 長 ありがとうございます。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

浅井弘幸委員
議 長 地区や近隣の方との話が終わっているかは聞いていますか。

浅井弘幸委員
議 長 行政書士が説明に来た時には、役員と近隣の方には申請者本人が説明している、と聞きました。

浅井弘幸委員
議 長 近隣の方にも了承をもらっていただければ問題ないですね。

他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特に意見なし)

浅井弘幸委員
議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いま

すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」、につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございました。
挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

続きまして「2番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございました。
挙手全員により、「2番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議 長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
ご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時 18分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和4年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員